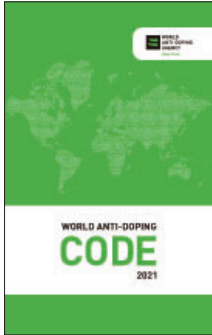


World Anti-Doping CODE 2021

改定ポイント



2021年1月1日から

「世界アンチ・ドーピング規程(CODE)」が変わります。

CODEは、ドーピングのないスポーツに参加するアスリートの権利と健康を守るために世界中のアスリートや競技団体などの意見を集約してつくられた、全世界・全スポーツ共通のルールです。

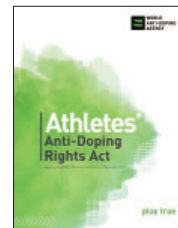
CODEでは、アンチ・ドーピングの基本原則や違反項目、アスリートや競技団体が果たすべき責務・行使できる権利などが定められています。

POINT

1

アスリートの健康・権利の重視と国際基準の追加

- ◆ CODEの基本原則として、アスリートの「健康」と「権利」をより重視
- ◆ CODEに付随する国際基準として、新たに「教育」と「結果管理」の2種が追加



CODEに付随する国際基準は「禁止表」「治療使用特例」等全6種類存在するが、2021年1月より新たに「教育」と「結果管理」の国際基準が追加・施行される

CODE、国際基準で定められているアスリートの権利をまとめた「アンチ・ドーピングにおけるアスリートの権利宣言」が新たに制定される

POINT

2

アスリートの役割と責務が6→7へ

- ◆ アスリートの役割と責務として、サポートスタッフの身分を開示することが追加

①



ルールを理解し守る

②

いつでも・どこでも
検査に対応

③

身体に摂り入れるものに
責任を持つ

④

アスリートとしての
自分の立場と責務を伝える

⑤



過去の違反を正直に伝える

⑥



ドーピング調査に協力

7

サポートスタッフの
身分を開示

アンチ・ドーピング機関に求められた場合、自身のサポートスタッフの身分を開示すること



規程・国際基準の原文・変更点概要は以下より確認ください
JADA公式WEBサイト「2021年規程・国際基準ページ」
<https://www.playtruejapan.org/code/provision/2021codeis.html>



スポーツ庁委託事業

発行：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)
<https://www.playtruejapan.org/>
©JAPAN Anti-Doping Agency | All Rights Reserved.

3

アンチ・ドーピング規則違反項目が10→11へ

◆ ドーピングに関する情報を提供した「通報者」を守るため、新たに11番目の項が追加

◆ 第9項に「関与の企て」も追加

- ① 摂取した尿や血液に禁止物質が存在すること
- ② 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること
- ③ ドーピング検査を拒否または避けること
- ④ 居場所情報関連の義務を果たさないこと
- ⑤ ドーピング・コントロールを妨害または妨害しようとする
- ⑥ 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること
- ⑦ 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとする
- ⑧ アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること
- 9 アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与する、または関与を企てること
- 10 アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと
- 11 **ドーピングに関する通報者を阻止したり、通報に対して報復[※]すること**
- ※「報復」とは通報する本人、その家族、友人の身体、精神、経済的利益を脅かす行為

4

違反内容や対象による制裁の厳罰化と軽減措置

- ◆ 厳罰化
- 「意図的な」違反でないことを証明するには、**禁止物質の体内侵入経路の立証が必要に**
 - 加重事情が存在する場合、**制裁期間が最大2年間加重される**
 - 複数回の違反や悪質な違反以外にも、**標準の制裁期間の上限が永久まで引き上げられた**
- ◆ 軽減化
- 競技レベルや責任能力の有無（年齢や障がいによる）を考慮し、**「要保護者」と「レクリエーション競技者」には制裁措置が軽減**

要保護者

いずれかに該当する競技者

- ・ 16歳未満
- ・ 18歳未満、かつRTPでなく、資格制限のない国際競技大会で競技したことがない者
- ・ 年齢以外の理由により、適用される国内法で行為能力を欠くとされている者

レクリエーション競技者

違反発生時から過去5年間に以下いずれにも該当していない競技者

- ・ 国際レベルまたは国内レベルの競技者
- ・ 国際競技大会において国を代表する者
- ・ RTP/TP（検査対象者登録リスト）登録者

5

禁止表に新たな概念として「濫用物質」と「特定方法」が追加

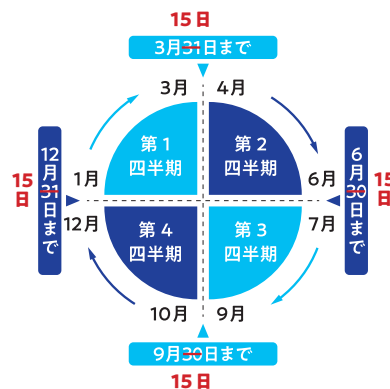
- ◆ **濫用物質**とは禁止物質の中でスポーツ以外の社会で頻繁に使われている物質（例：コカイン・ヘロイン、MDMA等）
濫用物質による違反は、競技会外での使用、競技力とは無関係であることを立証した場合、制裁は3か月間となる
- ◆ **特定方法**とは競技力向上以外の目的のために使用される可能性が高い方法
特定方法による違反は、重大な過誤・過失がない場合けん責～2年間の制裁に短縮される

6

居場所情報提出期限の変更

◆ JADAでは、居場所情報の提出期限を従来より**15日早く設定**

※ IFよりRTP/TP登録されている方は、IFのルール（期限）に従ってください



7

親権者同意書の提出

◆ **18歳未満のアスリートが競技会に参加する際には、親権者からのドーピング検査に関する同意書の提出が必要**
参加する競技会の情報（大会要項、エントリーシート等、大会主催者からの情報）を必ず確認し、対応ください

※ 18歳未満のアスリートの親権者の同意を取得する責務が、競技会主催者から検査管轄機関に変更となりました